

砥部町公告

砥部町ふるさと納税一括業務委託について、公募型プロポーザル方式で下記実施要領のとおり参加者募集を行うので公告する。

令和4年8月19日

砥部町長 佐川秀紀



砥部町ふるさと納税一括業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、砥部町ふるさと納税業務を委託する相手方を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

砥部町ふるさと納税一括業務委託

(2) 業務内容

砥部町ふるさと納税一括業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 取扱手数料提案限度価格

寄附額の12%を限度とする。ただし、次の費用は含まない。

- ・返礼品調達費用
- ・返礼品送料
- ・ポータルサイト利用料
- ・クレジット決済手数料

3 日程

プロポーザルの全体の日程は、次のとおりとする。

項目	日程
公募開始 (砥部町役場ホームページへの要領等掲載)	令和4年8月20日
プロポーザル参加意向申出書の提出期限	令和4年8月29日午後5時まで
質問書の提出期限	令和4年8月29日午後5時まで
質問への回答	令和4年9月5日まで
参加資格確認結果通知書発送	令和4年9月5日まで
提案書提出期限	令和4年9月13日午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年9月21日予定
選定結果通知書の発送	令和4年9月26日予定
契約の締結	令和4年10月上旬予定

※プレゼンテーション以降の日程については、決定次第連絡する。

4 参加資格

提案書提出者に要求される参加資格

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約相手の特定の日まで、砥部町物品供給等入札参加資格停止措置規程(平成28年砥部町告示第11号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 砥部町暴力団排除条例(平成23年砥部町条例第16号)第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団員等でない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 実施要領の公告日からプロポーザル参加確認通知書発送の日までのいずれかの日において、本町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 基準日(本公告日)において、元請として過去5年以内に「ふるさと納税代行業務」の実績を有すること。
- (8) 過去5年以内に「ふるさと納税代行業務」の実績を有する業務管理者及び業務担当者を配置できること。
- (9) 本プロポーザル(提案書の作成及びプレゼンテーションの実施等)に関しては、参加申込者が実施すること。

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、(1)の提出期限までに、(2)に掲げる提出書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年8月29日午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)

イ 添付書類

(ア) 会社概要(協力会社含む)※パンフレットなど

(イ) 業務実績書(様式第2号)

・参加資格(7)に適合することを証明すること。

(ウ) 配置予定業務管理者及び業務担当者(様式第3号)

・参加資格(8)に適合することを証明すること。

(3) 提出先

14の「提出先・問い合わせ先」のとおりとし、持参又は郵送により提出すること。

なお、持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送する場合は、期限必着とする。

6 参加資格の確認結果等通知

参加意向申込書を提出したのものには、令和4年9月5日までに参加資格の有無を参加資格確認結果通知書(様式第4号)により参加資格の有無を通知するとともに、資格を

有する者に対し、プロポーザル提案書提出要請書（様式第5号）の提出を要請する。

7 提案書の提出

次のとおり提案書を提出すること。

なお、提案は1者につき1提案とする。

(1) 提出期限

令和4年9月13日午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 提案書（様式第6号） 正本(要押印) 1部

(ア) A4版横書き両面印刷とし、表紙を含めて30頁以内とする。

(イ) 提案書には、業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。また、業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘等がある場合は、その他として記載する。

(ウ) 記載した提案については、履行を課すことを原則とする。

イ 提案書の副本 4部

ウ 経費見積書（様式第7号）

- ・見積は寄附金額10,000円に対する経費とする。
- ・業務遂行に必要なすべての経費を含むこと。
- ・返礼品調達費用及び送料は含めないこと。
- ・ポータルサイト利用料及びクレジット決済手数料は含めないこと。

(3) 提出先

14の「提出先・問い合わせ先」のとおりとし、持参又は郵送により提出すること。
なお、持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送する場合は、期限必着とする。

8 質疑応答

- (1) 参加意思確認書の提出を行った後の本募集に係る質問は、質問書（様式第8号）に記入し、令和4年8月29日午後5時までに「14提出先・問い合わせ先」のメールアドレスに電子メールで行うこと。
- (2) 電話での質問には応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問合せをする。
- (3) 質問事項の回答は、令和4年9月5日までに全提案者に電子メールで通知する。

9 提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 次により提案者に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施する。（オンラインでの参加も認めるものとする。）

なお、日程については、提案者へ電子メールで通知する。

ア 実施日 令和4年9月21日（予定）

イ 実施場所 砥部町役場 2階 大会議室

ウ 出席者 3名まで

エ 機材等 ヒアリング等の際に機材（パソコン・プロジェクター）を使用する場合は、提案者が準備するものとし、事前に14の「提出先・問い合わせ先」へ申し出ること。

- オ ヒアリング等の順番 提案書を受け付けた順番とする。
- (2) オンラインでの参加を希望する提案者は、提案者がweb会議室を準備し、入室方法を事前に担当者へ電子メールで通知すること。なお、web会議は事前に接続テストを行うものとする。
- (3) 提案書記載内容の確認
 提案者は、提出した提案書の内容について、本町から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。
 なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

10 評価

- (1) 評価は、砥部町ふるさと納税一括業務委託プロポーザル審査委員会設置要領（砥部町訓令第14号）に規定する審査委員会において行う。
- (2) 評価値は、内容等に関する評価点（以下「内容点」という。）及び見積額に関する評価点（以下「価格点」という。）の合計点（最高値は「100点」）とする。
- (3) 採点は、評価項目一覧表のとおりとし、提案評価については、次に掲げる表の評価に応じた率を乗じ、価格点は（4）により行う。

A	特に優れている。	配点×1.0
B	優れている。	配点×0.8
C	普通である。	配点×0.6
D	一部改善の余地がある。	配点×0.4
E	改善の余地がある。	配点×0.2

評価項目一覧表

	評価の観点			評価項目		配点		備考
				判断基準	評価基準	評価点	最高点	
内容点 (95%)	事業者 評価 (20)	企業 の 評価	同種・類似 業務の実績	ふるさと納税業務の過去の 実績	3件以上	10点	10点	(書類審査)
					3件未満	5点		
	提案 評価 (75)	業務 実施 体制	配置予定の 業務管理者	ふるさと納税業務の実績を 有しているか。	3件以上	5点	5点	(書類審査)
					3件未満	3点		
			配置予定の 業務担当者	配置予定の業務担当者の人 数	3名以上	5点	5点	(書類審査)
					3名未満	3点		
業務の理解 度	業務の目的や内容などの理解度が高く、積 極的な取組み意欲があるか。	/	5点	(ヒアリング 等審査)				
業務への取 組体制	取組体制が本業務を遂行するために必要 なものになっているか。		5点	(ヒアリング 等審査)				

		針				
		提案内容	返礼品事業者との連携	返礼品事業者と連携が取れる体制であるか。返礼品事業者を支援し、トラブルや苦情に適切に対応できるか。	15点	(ヒアリング等審査)
			事務負担の軽減	町の負担を軽減する内容のものか。	15点	(ヒアリング等審査)
			情報セキュリティ	個人情報保護に対する対策ができているか。	15点	(ヒアリング等審査)
			返礼品の企画提案	返礼品の企画・提案ができる体制があるか。	15点	(ヒアリング等審査)
			業務工程	業務遂行に必要な工程が具体的に明示されているか。	5点	(ヒアリング等審査)
価格点 (5%)	価格評価 (5)	見積額	見積額は、見積限度額の範囲内であるか。		5点	(書類審査)
合計					100点	

(4) 価格点は、見積額から算定し、その方法は、次のとおりとする。

価格点 = 価格点の上限(5点) × {1 - (見積額 - 最低見積額) / 見積限度額}

※最終計算結果において、小数点以下の端数は切り捨てる。

ア 見積額は、当該提案者が提出した「経費見積書」の見積総額(消費税及び地方消費税含む。)

イ 最低見積額は、全提案者の中で最も低い見積額

ウ 見積限度額は、1,320円(消費税及び地方消費税含む。)

(5) 評価が同点となった場合の措置

審査委員会の委員による採点の合計が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 評価項目のうち「提案評価(最高点75点)」の点数が高いものを上位とする。

イ アの方法によっても同点の場合は、「提案評価(最高点75点)」、「事業者評価(最高点20点)」の合計点数が高いものを上位とする。

ウ ア及びイの方法によっても同点の場合は、審査委員会で協議して順位を決定する。

11 契約相手の特定等

(1) 契約相手の特定は、提出された提案書類について、審査委員会において、60点以上を満たしたもののうち最も評価点が高いものとする。

(2) 選定結果については、令和4年9月26日(予定)に自己の結果のみを結果通知書(様式第9号)により、各提案者に通知する。

(3) 評価内容及び選定結果に対する問合せには、応じない。

12 契約の締結等

(1) 砥部町ふるさと納税一括業務委託契約については、特定した契約相手と交渉し、協議が整い次第随意契約する。この際、契約相手は改めて見積書を提出するものとする。

(2) 契約締結時期は、令和4年10月上旬を予定。

(3) 契約相手が辞退又は特別な理由により契約相手と契約締結ができない場合は、

順位付けをした契約相手の順に契約交渉をする。なお、契約を辞退したことにより以後の競争入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

13 その他留意事項

- (1) 提案書の文言の表記については、可能な限り平易なものとする。
- (2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、返却しない。
- (5) 町は、提出された提案書については、本プロポーザル以外で使用しない。
- (6) 提案書の提出期限後における書類の差換え及び提案書の再提出は認めない。
- (7) 本手続きにおいて提出した書類に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル参加意思確認書及び提案書を無効とする。
- (8) 提案書に記載した配置予定担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、発注者の了解を得て変更することができる。
- (9) 参加者が1者であっても提案書の評価を行い、一定の水準を満たしていると判断した場合は、契約相手として特定する。
- (10) プロポーザル参加意思確認書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第10号)を提出すること。

14 提出先・問い合わせ先

〒791-2195

住所 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

砥部町企画政策課 担当 木下 直之

電話 089-962-7250 E-mail 020kikaku@town.tobe.ehime.jp